

コメントの追加 [s1]: 建物や事業所の名称を記載してください。

=目次=

第1章 総則

- 第1節 目的等
- 第2節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限
- 第3節 消防機関への連絡等

第2章 予防管理対策

- 第1節 火災予防上の点検、検査
- 第2節 点検結果の報告等
- 第3節 火災予防措置
- 第4節 工事中の安全対策
- 第5節 放火防止対策

第3章 自衛消防活動

第4章 地震対策

- 第1節 地震事前措置
- 第2節 地震対策
- 第3節 地震時の活動

第5章 防災教育及び自衛消防訓練

第6章 防火管理業務の一部委託

コメントの追加 [s2]: 防火管理業務を一部委託している場合のみ。
委託をしていなければ、削除してください。
防火管理業務の一部委託とは～常駐、遠隔移報方式などによる現場確認、初期消火、避難誘導、通報などを警備会社などに委託することです。
なお、防犯のための監視などは、防火管理業務の一部委託には該当しません。

附則

- 別表1 日常の火災予防の担当者と注意事項
- 別表2 自主点検チェック表（日常）
- 別表3 自主点検チェック表（定期）
- 別表4 消防用設備等自主点検チェック表
- 別表5 法定点検の点検期間一覧表
- 別表6 自衛消防隊の編成と任務
- 別表7 防火管理業務の委託状況表

別図1 各階平面図（※各階平面図に避難経路を明記）

別図2 避難経路図（※災害時指定避難所等までの避難経路を明記）

コメントの追加 [s3]: 上記第6章に記載のとおり、防火管理業務を一部委託している場合のみ記載。委託をしていなければ、削除してください。
防火管理業務の一部委託とは～常駐、遠隔移報方式などによる現場確認、初期消火、避難誘導、通報などを警備会社などに委託することです。
なお、防犯のための監視などは、防火管理業務の一部委託には該当しません。

コメントの追加 [s4]: 各階の平面図を用意し、矢印などで避難経路を記入してください。

コメントの追加 [s5]: 指定緊急避難場所または指定避難所までの避難経路図を地図上に矢印などで記入してください。
小樽市指定避難所等一覧は、小樽市のホームページで防災をご確認ください。

第1章 総則

第1節 目的等

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、〇〇ビル（以下「当所」という。）の防火管理について必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震その他の災害から人命の安全確保及び被害の軽減を図ることを目的とする。

コメントの追加 [s6]: 建物や事業所の名称を記載してください。

(適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 当所に勤務し、出入りする全ての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者

コメントの追加 [s7]: 防火管理業務を一部委託している場合のみ。
委託をしていなければ、削除してください。
防火管理業務の一部委託とは～常駐、遠隔移報方式などによる現場確認、初期消火、避難誘導、通報などを警備会社などに委託することです。
なお、防犯のための監視などは、防火管理業務の一部委託には該当しません。

第2節 管理権原者及び防火管理者の業務と権限

(管理権原者の責務)

第3条 管理権原者は、当所の防火管理業務について、全ての責任を有する。

- 2 管理権原者は、管理的又は監督的な立場にあり、かつ、防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者に選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- 3 管理権原者は、防火管理者が消防計画を作成又は変更する場合は、必要な指示を与えなければならない。
- 4 管理権原者は、建物の防火上の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

(防火管理者の業務と権限)

第4条 防火管理者は、この消防計画の実行に関して、全ての権限を持って次の業務を行う。

- (1) 自衛消防の組織の編成と任務分担
- (2) 火災予防上の自主検査の実施と監督
- (3) 消防用設備等の法定点検とその立会い及び維持管理
- (4) 防火、避難施設の維持管理
- (5) 収容人員の適正管理
- (6) 従業員等に対する防火上必要な教育の実施
- (7) 消火、通報及び避難の訓練（以下「自衛消防訓練」という。）の実施
- (8) 消防機関との連絡
- (9) 改装工事など工事中の立会い及び安全対策の樹立
- (10) 管理権原者への提案、助言及び報告
- (11) 放火防止対策の推進
- (12) 防災規制適合状況の確認
- (13) 防火対象物の法定点検の立会い
- (14) その他防火管理上必要な業務

コメントの追加 [s8]: 防火対象物点検義務は、
・特定用途で収容人員が300人以上のもの
・収容人員が300人未満のものうち、地階又は3階以上の階に特定用途部分があり、その部分から地上に通じる階段が1系統（その階段が屋外階段、特別階段又は消防庁長官が認める屋内階段である場合を除く。）である防火対象物
上記のいずれかに該当する場合のみです。
該当しない場合は、削除してください。

第3節 消防機関への報告、通報等

(消防機関への報告、通報等)

第5条 管理権原者又は防火管理者は、次の業務について消防機関へ報告、届出及び連絡を行う。

- (1) 防火管理者選任（解任）の届出

- (2) 消防計画作成(変更)の届出
- (3) 火災予防上の禁止行為の解除承認
- (4) 自衛消防訓練の事前の通報
- (5) 消防用設備等点検結果の報告
- (6) 防火対象物点検結果の報告
- (7) その他防火管理上必要な事項

(防火管理資料の保管)

第6条 防火管理者は、前条で届出等した書類の写し、第2章で実施した自主点検の結果、第5章で実施した防災教育及び自衛消防訓練の結果その他防火管理業務に必要な書類等を一括して編冊し、保管する。

第2章 火災予防対策

第1節 火災予防上の点検、検査

(日常の火災予防)

第7条 防火管理者は、所定の区域ごとに防火責任者を定め、日常の火災予防の徹底を図るものとする。

- 2 前項に定める防火責任者及び全従業員が注意すべき事項は、別表1のとおりとする。

(防火責任者が実施する自主検査)

第8条 防火責任者は、担当区域の自主点検を実施するものとする。

- 2 日常に行う自主点検は別表2「自主点検チェック表(日常)」に基づき行い、定期に行う自主点検は別表3「自主点検チェック表(定期)」に基づき行うものとする。
- 3 消防用設備等の自主点検は、別表4「消防用設備等自主点検チェック表」に基づき、法定点検の合間に年2回以上行うものとする。

(消防用設備等及び防火対象物の法定点検)

第9条 消防用設備等の法定点検は、別表5のとおり行うものとする。

- 2 防火対象物の法定点検は、年1回〇月に行うものとする。
- 3 防火管理者は、消防用設備等及び防火対象物の法定点検を実施する場合には、立ち会うものとする。

第2節 点検結果の報告等

(管理権原者、防火管理者への報告)

第10条 自主点検を実施した者は、その結果を記録して定期的に防火管理者に報告するものとする。ただし、点検の結果、不備又は欠陥を認めるときは、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

- 2 防火管理者は、不備、欠陥があると報告された内容については、速やかに管理権原者に報告するとともに管理権原者の指示を受けて改修計画を策定するものとしなければならない。

第3節 火災予防措置

(火気の使用制限等)

第11条 防火管理者は、喫煙、火気等の使用制限を行うものとする。

- (1) 喫煙場所は次のとおりとする。

ア 喫煙所

コメントの追加 [s9]: 防火対象物点検義務は、
・特定用途で収容人員が300人以上のもの
・収容人員が300人未満のもののうち、地階又は3階以上の階に特定用途部分があり、その部分から地上に通じる階段が1系統(その階段が屋外階段、特別階段又は消防庁長官が認める屋内階段である場合を除く。)である防火対象物
上記のいずれかに該当する場合のみです。
該当しない場合は、削除してください。

コメントの追加 [s10]: 防火対象物点検義務は、
・特定用途で収容人員が300人以上のもの
・収容人員が300人未満のものうち、地階又は3階以上の階に特定用途部分があり、その部分から地上に通じる階段が1系統(その階段が屋外階段、特別階段又は消防庁長官が認める屋内階段である場合を除く。)である防火対象物
上記のいずれかに該当する場合のみです。
該当しない場合は、削除してください。

コメントの追加 [s11]: 該当しない場合は、削除してください。

コメントの追加 [s12]: 該当しない場合は、削除してください。

コメントの追加 [s13]: 禁煙であれば、「全館禁煙とする。」などと記載してください。

イ 休憩室

(2) 火気設備・器具が使用できる場所は次のとおりとする。

ア キッチン

イ 休憩室

2 喫煙、火気設備・器具の使用を行う者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 喫煙場所以外で、喫煙しないこと。
- (2) 喫煙を終えたときは、吸い殻の消火を確認すること。
- (3) 火気設備・器具は、指定された場所で使用するとともに、本来の目的以外には使用しないこと。
- (4) 火気設備・器具を使用する場所は、事前に器具等を点検してから使用すること。
- (5) 火気設備・器具を使用する場合は、周囲を整理整頓するとともに、可燃物に接近させないこと。
- (6) 火気設備・器具を使用した後は、必ず点検を行い、安全を確認すること。
- (7) 催物等のために一時的に火気を使用する場合には、事前に防火管理者に連絡し承認を得ること。

(避難施設等における遵守事項)

第12条 防火管理者、従業員等は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 避難口、廊下、階段、避難通路等の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け、又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は、避難に際して、つまずき、すべり等を生じないように維持すること。
 - ウ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し、かつ開放できる構造にするとともに、避難上有効な幅員を確保できるように管理すること。
 - (2) 火災が発生したときの延焼防止又は有効な消防活動を確保するための防火施設
 - ア 防火戸及び防火シャッターは、その機能を有効に保持し、かつ、周囲に閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
 - イ 防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物品を置かないこと。
- 2 避難施設又は防火設備の機能を妨げるような物品等を発見した者は、直ちに除去するものとする。
- なお、容易に除去できない場合は、速やかに防火管理者に報告するものとする。

(避難経路図の管理)

第13条 防火管理者は、各階ごとの避難経路図(別図1)を作成し、これを自衛消防隊員及び従業員に周知するものとする。

(収容人員の管理)

- 第14条 防火管理者は、当所の収容能力を把握するなど収容人員を管理するとともに、過剰な人員が入場しないように従業員に徹底させるものとする。
- 2 一時的な催物等により混雑が予想される場合には、避難通路の確保、避難誘導員の配置など必要な措置を講じるものとする。

第4節 工事中の安全対策

(工事中の安全対策)

コメントの追加 [s14]: 指定した喫煙場所を記載してください。

コメントの追加 [s15]: 火気設備・器具がなければ、削除してください。

コメントの追加 [s16]: 指定した火気設備・器具使用場所を記載してください。

コメントの追加 [s17]: 上記の内容と整合性が合うようにしてください。

コメントの追加 [s18]: 防火戸、防火シャッターがない場合は、削除してください。

第15条 防火管理者は、当所で工事が行われようとするときは、工事中の安全対策を樹立し、工事を行う者に対して次の事項を遵守させるものとする。

- (1) 溶接や溶断を行う場合は、事前に消火器等を準備すること。
- (2) 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用は行わないこと。
- (3) 工事箇所ごとに火気の使用責任者を定めること。
- (4) 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受けること。
- (5) 放火を防止するため、工所用資機材等を整理整頓すること。
- (6) その他防火管理者が指示すること。

第5節 放火防止対策

(放火防止対策)

第16条 防火管理者は、次の各号に留意し、放火防止対策に努めるものとする。

- (1) 建物の周囲及び廊下、階段室、トイレ等の可燃物を整理整頓又は除去すること。
- (2) 物置、倉庫等の施錠を励行することともに鍵の管理を適切に行うこと。
- (3) 出入口を特定し、出入りする者に対する監視を強化すること。
- (4) アルバイトやパート等の従業員¹⁹の明確化を行い、不法侵入者の監視を行うこと。
- (5) 外来者用トイレを従業員と共用にするなど、監視を強化すること。
- (6) 監視カメラ等の設置による死角の解消及び不定期巡回による監視等を行うこと²⁰。
- (7) 防火責任者及び最後に退社する者が、火気及び施錠の確認を行うこと。
- (8) 夜間や休日の巡回を励行すること。
- (9) 駐車場内の車両は、施錠すること。

コメントの追加 [s19]: アルバイト、パートなどの名称は、必要に応じて変更してください。

コメントの追加 [s20]: 監視カメラがなければ、削除してください。

第3章 自衛消防活動

(自衛消防隊の編成等)

第17条 火災その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成する。

2 自衛消防隊の組織及び任務分担は、別表6のとおりとする。

(休日、夜間等における自衛消防活動)

第18条 休日、夜間等における自衛消防組織は、前条で定める編成にとらわれることなく、在館する隊員が次の初動措置を行う。

- (1) 通報連絡
火災が発生したときは、直ちに在館者に火災の発生を知らせるとともに、消防機関に通報すること。
- (2) 初期消火
消火器等の消火設備を有効に活用し、適切な初期消火を行うとともに、防火戸などの閉鎖を行うこと。
- (3) 避難誘導
在館者がある場合は、非常放送設備や拡声器などを使用して火災の発生を知らせ、火災発生場所、避難方向等を周知すること。
- (4) 消防隊への情報提供等
消防隊に対し、火災発見の状況、延焼情報その他必要な情報及び資料を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行うこと。
- (5) 関係者への連絡
緊急連絡網により、管理権原者、自衛消防隊長、防火管理者等の関係者に急

報すること。

第4章 地震対策

第1節 地震事前措置

(地震事前措置)

第19条 地震時の災害を予防するために、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 窓ガラス、看板、広告塔等の落下、飛散及び倒壊を防止すること。
- (2) 事務室内等の棚、備品、器具、什器及び物品の転倒や落下を防止すること。
- (3) 火気設備・器具の上部及び周囲に、転倒落下のおそれのある物品、燃えやすい物品を置かないこと。
- (4) 火気設備・器具の自動消火装置、燃料の自動停止装置等の安全装置の作動状況を自主検査にあわせて確認すること。

(非常用物品等の準備)

第20条 地震に備え、次に掲げる非常用物品を備蓄するとともに、定期的に点検、整備をする。

- (1) 飲料水
- (2) 非常用食料(缶詰、乾パン等)
- (3) 応急手当セット
- (4) 懐中電灯、乾電池
- (5) 携帯用ラジオ
- (6) その他

2 前項の非常用物品は、防火管理者が に保管し、管理するものとする。

コメントの追加 [s21]: 備蓄する非常用物品等を記載してください。

コメントの追加 [s22]: 保管場所を指定してください。

第2節 地震対策

(地震時の初期対応)

第21条 地震が発生した場合は、身の安全を守ることを最優先に、速やかに次の初期対応を行うものとする。

- (1) 火気設備・器具の直近にいる従業員は、元栓、器具栓の閉止又は電源の遮断を行い、各防火責任者はその状況を確認し、防火管理者に報告すること。
- (2) ボイラー担当者は、ボイラーの使用停止と燃料バルブ等の閉鎖を行うこと。
- (3) 全従業員で周囲の機器や物品等の転倒、落下等の有無を確認し、異常があった場合は防火管理者に報告すること。
- (4) 防火責任者は、建物、火気設備・器具、危険物施設等について点検を実施し、その結果を防火管理者に報告すること。なお、異常が認められた場合は応急措置を行うこと。
- (5) 防火管理者は、前各号による被害の状況等を把握すること。
- (6) 火気設備・器具は、安全が確認された後に使用すること。

コメントの追加 [s23]: ボイラーがなければ、削除してください。

第3節 地震時の活動

(地震時の活動)

第22条 地震時の活動は、前条及び第3章の自衛消防活動によるほか、次のとおりとする。

- (1) 情報収集・伝達活動
 - ア テレビ、ラジオ等により地震情報の収集を行い、周辺の状況を把握すること。
 - イ 混乱防止を図るため建物内外の状況を把握し、放送設備等により在館者に

対して必要な情報を知らせるとともに、適切な指示を行うこと。

(2) 避難誘導活動

ア 避難誘導班は、在館者等を落ち着かせ、自衛消防隊長から指示があるまで、照明器具等の落下に注意して、柱回りや壁際等の安全な場所で待機させること。

イ 避難は、防災関係機関の避難命令又は自衛消防隊長の指示により行うこと。

ウ 在館者等を指定緊急避難場所である 〇〇小学校 まで避難誘導を行う場合は、事前に順路、道路状況、地域の被害状況について説明をすること（別図2）。

エ 避難誘導を行う場合は、先頭と最後尾に避難誘導班員を配置し、避難者の安全に十分注意しながら誘導すること。

オ 避難は、原則として自動車は使用せず全員徒歩とすること。

カ 避難する際は、当所の電源を遮断すること。

コメントの追加 [s24]: 近くの指定緊急避難場所または指定避難所を記載してください。

第5章 防災教育及び自衛消防訓練

(防災教育及び自衛消防訓練)

第23条 防災教育及び自衛消防訓練は、次によるものとする。

(1) 防災教育

防火管理者は、従業員に対して、防火管理について必要な知識を高めるための教育を毎年 〇 月に行う。

(2) 防災教育の内容

ア 消防計画の周知徹底

イ 防火管理上の遵守事項

ウ 各従業員の防火管理に関する任務及び責任の周知徹底

エ その他火災予防上必要な事項（消防用設備等の機能及び取扱い、避難の要領等）

(3) 自衛消防訓練

ア 消火、通報及び避難の訓練を 〇 月と 〇 月の年2回実施する。

イ 総合訓練は、〇 月に実施する。

ウ 訓練指導者は自衛消防隊長とし、訓練時における事故防止及び安全対策の確立を図る。

(4) 自衛消防訓練の実施結果

防火管理者は、自衛消防訓練の実施結果を確認し、その結果を次回の自衛消防訓練に反映させる。

2 防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合「自衛消防訓練通知書」によりあらかじめ小樽市消防長に通報する。

コメントの追加 [s25]: 教育を実施する月を記載もしくは「年に1回」などと記載してください。

コメントの追加 [s26]: 訓練を実施する月を記載もしくは「年に2回」などと記載してください。
なお、**特定防火対象物**（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、一項～四項、五項イ、六項、は消火訓練、避難訓練を年2回以上、通報訓練は消防計画に定められた回数実施してください。
非特定防火対象物は消火訓練、避難訓練、通報訓練を消防計画に定められた回数（年に1回以上）実施してください。
特定防火対象物は、訓練を実施する前にその旨を管轄の消防署、支署、出張所および支所に届け出てください。（消防法施行規則第3条第10項、第11項）

コメントの追加 [s27]: 総合訓練は、消火・避難・通報の全てを実施する訓練です。火災や災害発生時における自衛消防活動の一連の流れを把握するためにも、年に1回の総合訓練が大切です。

第6章 防火管理業務の一部委託

(防火管理業務の一部委託)

第24条 防火管理上必要な業務の一部を別表7のとおり委託する。

2 防火管理上必要な業務の一部を受託した者は、防火管理業務の実施状況について、定期的に防火管理者に報告する。

コメントの追加 [s28]: 防火管理業務を一部委託している場合のみ。
委託をしていなければ、削除してください。
防火管理業務の一部委託とは～常駐、遠隔移報方式などによる現場確認、初期消火、避難誘導、通報などを警備会社などに委託することです。
なお、防犯のための監視などは、防火管理業務の一部委託には該当しません。

附 則

この計画は、令和〇年〇月〇〇日から施行する。

コメントの追加 [s29]: 施行日を記載してください。

別表 1

日常の火災予防担当者と日常の注意事項

防火管理者役職・氏名	代表取締役
防火責任者	
担当区域	役職・氏名
1階売場	店長
2階休憩室	副店長
担当者の任務	
防火管理者	<ul style="list-style-type: none"> 防火管理業務の総括責任を負う。 防火責任者に対し、指導監督を行う。
防火責任者	<ul style="list-style-type: none"> 担当区域内の火災予防の責任を持つ 担当区域内を「自主点検チェック表」などに基づき自主検査し、防火管理者に報告する。
従業員等の注意事項	
<ol style="list-style-type: none"> 消火器などが設置してある場所や階段、通路、出入口などの周辺には物品を置かないこと。 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。 火気設備・器具の周辺は、整理整頓し、燃えるものを近接して置かないこと。 休憩室、事務室などから最後に出る人は、必ず火の始末の確認をすること。 喫煙は、指定された場所で行い、必ず吸殻入れを用いること。 廊下、階段室、トイレなどに不要な燃えるものを置かないこと。 危険物を使用するときは、事前に防火管理者の承認を得ること。 異常事態が発生したときは、必ず防火管理者に連絡すること。 喫煙場所の吸殻入れ、吸い殻を捨てたごみ箱の確認。吸い殻は、蓋が付いた不燃性の水入り容器に入れるなどして処分すること。 建物内外の整理整頓を行い、ゴミや段ボール箱などの燃えやすいものは決められた時間以外には屋外に出さないこと。 電気、ガスなどの使用後は、電源を切り、各室の安全性を確かめた後に施錠すること。 	

コメントの追加 [s30]: 個人が特定できるように記載してください。
役職のみの記載とすることで、人事異動などに伴う変更が不要となります。

コメントの追加 [s31]: 担当区域ごとに指定してください。
役職のみの記載とすることで、人事異動などに伴う変更が不要となります。

コメントの追加 [s32]: 担当区域ごとに指定してください。
役職のみの記載とすることで、人事異動などに伴う変更が不要となります。

別表 2

自主点検チェック表（日常）

月

点検実施者 _____

コメントの追加 [s33]: コピーなどして日頃の自主点検などにお使いください。

日	曜日	検 査 項 目						
		避難通路等の物品の有無 (避難施設の維持管理)	ガス器具のホースの老化・損傷の有無	電気器具の配線の老化・損傷の有無	火気設備器具の異常の有無	吸殻の処理状況	倉庫等の施錠	終業時(利用後)の火気状況
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

(備考) 検査を実施し、良の場合は○を、不備のある場合は×を、即時改修した場合は⊗を付してください。
 なお、不備がある場合は、直ちに防火管理者に報告してください。

防火管理者確認

別表 3

自主点検チェック表 (定期)

コメントの追加 [s34]: コピーなどして日頃の自主点検などにお使いください。

実施項目及び確認箇所		点検結果
建物構造	(1) 柱・はり・壁・床 欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(2) 天井 はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。	
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス ガラス等の落下、または枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(4) 外壁(貼石・タイル・モルタル・塗壁等)・ひさし・パラペット はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	
避難施設	(1) 避難通路 ① 有効幅員が確保されているか。 ② 避難上支障となる物品を置いていないか。	
	(2) 階段 階段室に避難上障害となる物品を置いていないか。	
	(3) 避難階の避難口(出入口) ① 扉の開放方向は避難上支障ないか。 ② 避難階段等に通じる出入口の幅は適切か。 ③ 避難階段等に通じる出入口・屋外への出入口の付近に障害物はないか。	
火気設備器具	(1) 厨房設備等 ① 可燃物品からの離隔距離は適正か。 ② ガス配管等は、亀裂、老化、損傷していないか。 ③ 燃焼機器の周辺部に炭化しているところはないか。	
	(2) その他の設備等 火気周囲は整理整頓されているか。	
電気設備	(1) 電気器具 ① コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ② タコ足の接続を行っていないか。 ③ 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用しているか。	
	(1) 施設 ① 整理整頓を行うとともに、不必要な物件を置いていないか ② 地震発生時における転倒、又は落下防止策がされているか	
		(2) 機器類 ① 破損、変形、異音、異臭がないか ② 油漏れはないか ③ 配管に錆び、劣化、変形等ないか ④ 液面計の表示は正確か
その他		
点検実施者氏名		防火管理者確認
		年 月 日

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告してください。

(凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ⊗…即時改修

別表 4

消防用設備等自主点検チェック表

実施設備	確認箇所	点検結果
消火器 (年 月 日実施)	(1) 所定の場所に置いてあるか。 (2) 消火薬剤が漏れていないか。本体容器の変形、損傷、腐食等がないか。 (3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。 (4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。 (5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備 泡消火設備(移動式) (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (4) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
スプリンクラー設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 送水口の変形又は操作障害はないか。 (4) スプリンクラーのヘッドや配管に漏れ、変形はないか。 (5) 制御弁は閉鎖されていないか。	
水噴霧消火設備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など) (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡消火設備(固定式) (年 月 日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。 (2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。 (3) 泡のヘッドにつまり、変形はないか。	
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。 (2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。 (3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。 (4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋外消火栓設備 (年 月 日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。 (2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。 (3) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納箱」と表示されているか。 (4) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。 (2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。 (3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自動火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、定位になっているか。 (3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分はないか。 (4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。 (3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。 (4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食等がないか。	
漏電火災警報器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。 (2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非常ベル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。 (2) 操作上障害となる物がないか。 (3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
放送設備 (年 月 日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か、電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。 (2) 試験的放送の際、放送機能に支障はないか。	
消防機関へ通報する 火災報知設備 (年 月 日実施)	(1) 操作上障害となる物品はないか。 (2) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	
避難器具 (年 月 日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。 (2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくないか。 (3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。 (4) 降下する際に障害となる物がなく、必要な広さが確保されているか。 (5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯 (年 月 日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。 (2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があつて、視認障害となっていないか。 (3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。 (4) 不点灯、ちらつき等がないか。	

コメントの追加 [s35]: コピーなどして日頃の自主点検などにお使いください。
建物に設置していない設備の欄は、削除してください。

消防用水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。 (2) 一般道路から吸管投入口又は採水口まで、消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結散水設備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。 (4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連結送水管 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となるような物がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく容易に扉が開閉できるか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
点検実施者氏名	点検実施日	防火管理者確認
	年 月 日	

(備考) 不備・欠陥がある場合は、直ちに防火管理者に報告してください。

(凡例) ○：良、×：不備・欠陥、△：即時改修

別表 5

法定点検の点検期間一覧表

		法定点検	
		機器点検	総合点検
消防用設備等	消火器	半年に1回	
	誘導灯	半年に1回	
	自動火災報知設備	半年に1回	年に1回
	避難器具	半年に1回	
点検委託業者	〇〇		

コメントの追加 [s36]: 建物に設置している点検義務のある全ての消防用設備等を記載してください。機器点検の列には「半年に1回」などと記載してください。総合点検の列には「年に1回」などと記載してください。点検月が決定し、変動しない場合は〇月と記載してください。設備によって、総合点検の必要がない場合があります。

コメントの追加 [s37]: 空欄でも構いません。点検委託業者が決まっていれば、記載してください。

※設置してある消防用設備を全て記載

別表 6

自衛消防隊の編成と任務

自衛消防隊長	代表取締役	(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)
隊長の代行者兼副隊長	店長	(隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)
編 成	任 務	
通報連絡班	店長 副店長 チーフ	1 消防機関への通報及び通報の確認 2 館内への非常通報及び指示命令の伝達 3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による。)
初期消火班	店長 副店長 チーフ	1 出火階に直行し、消火器等による消火作業に従事 2 消防隊への協力及び消防隊の補佐 3 ロープ等による警戒区域の設定
避難誘導班	店長 副店長 チーフ 従業員	1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示の伝達 2 非常口の開放並びに開閉の確認 3 避難上障害となる物品の除去 4 逃げ遅れ、要救助者の確認及び本部への報告

コメントの追加 [s38]: 役職のみの記載とすることで、人事異動などに伴う変更が不要となります。各班は、兼任でも構いません。

別表 7

防火管理業務の委託状況表

令和〇年〇月〇〇日 現在

防火対象物名称		〇〇ビル					
管理権原者氏名		代表取締役					
防火管理者氏名		店長					
受託者の氏名 及び住所等 (法人については 、名称及び主たる 事業所の所在地)		氏名 (名称)	〇〇警備会社				
		住所 (所在地)	小樽市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号				
		担当事務所 所在地	住 所 : 小樽市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 T E L : 0 1 3 4 - 〇〇 - 〇〇〇〇 教育担当者名 : 〇〇				
受託者の 行う 防火 管理 業務 の 範囲 及び 方法	□ 常駐 方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物の整理 <input type="checkbox"/> その他 ()				
			方法	常駐場所		常駐人員	
				委託する時間帯			
	□ 巡回 方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()				
			方法	巡回回数		巡回人員	
				委託する時間帯			
	☑ 遠隔 移報 方式	範囲	<input checked="" type="checkbox"/> 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input checked="" type="checkbox"/> 火災が発生した場合の初動措置 <input checked="" type="checkbox"/> 初期消火 <input checked="" type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> その他 ()				
			方法	現場確認要員の 待機場所	〇〇営業所	到 着 所要時間	〇〇分
				委託する時間帯		18:00~7:00	

コメントの追加 [s39]: 防火管理業務を一部委託している場合のみ。
委託をしていなければ、削除してください。
防火管理業務の一部委託とは～常駐、遠隔移報方式などによる現場確認、初期消火、避難誘導、通報などを警備会社などに委託することです。
なお、防犯のための監視などは、防火管理業務の一部委託には該当しません。

別図1 各階平面図



